

役員報酬等支給規程

学校法人事佐リハ学院

(目的)

第1条 この規程は、学校法人事佐リハ学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（理事長を含む）及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態（週3日以上）である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益を言う。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対して、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 職責および勤務実態に応じ、別表1に定める報酬を支給する。
 - (2) 非常勤の役員 職責および勤務実態に応じ、別表2に定める報酬を支給する。
- 2 この法人の定める職員給与規程により職員としての給与を得ている役員には、役員報酬は支給しない。

(報酬の日割り計算)

第4条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 日割による計算金額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入によるものとする。

(費用)

第5条 役員の勤務に伴う費用弁償として必要がある場合は、実費による旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤及び非常勤の役員に対する月額による報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、順次前日に繰り上げるものとする。
- 2 非常勤の役員に対する日額による報酬は、理事会等への出席など、法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬及び費用は、原則として現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表1 常勤の役員の報酬（週3日以上）

役職名	理事長
1号俸	月額 25万円
2号俸	月額 30万円
3号俸	月額 35万円
4号俸	月額 40万円
5号俸	月額 45万円

別表2 非常勤の役員の報酬

役職名	理事長	理事・監事
1号俸	月額 5万円	
2号俸	月額 10万円	
3号俸	月額 15万円	
4号俸	月額 20万円	理事会等会議への出席その他 法人業務のための勤務等 日額 1万円